

景観づくりの基準に基づく配慮事項

・大規模行為に共通する事項

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
基本的 遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 景観計画に定める「第2章 2 良好な景観の形成に関する方針」の内容（※）に沿ったものとするよう努める。 2 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観と調和するよう努めるとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。 3 行為に当たっては、その周辺地域の状況を、パース、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。 		
位 置	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為地の選定に当たっては、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 2 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全と調和が図られるよう配慮した位置とする。 3 周辺への圧迫感を緩和するよう配慮した位置とする。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。 		
敷地の緑化	敷地内においては周辺植生との調和に配慮し、できる限り豊かな緑化に努める。		
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。 2 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定する。 		

（※）福山市景観計画概要版の「景観計画の区域と方針」を参照